

重症心身障害児の認定について

今治市障がい福祉課

1 重症心身障害児について

重症心身障害児とは、①重度の肢体不自由と②重度の知的障害が重複している障害児のことです。重症心身障害児には医学的なケアや、日常生活での支援が特に多く必要とされます。この認定を受けることで、児童通所支援のうち、「重症心身障害児を対象としたサービス」（例：医療型児童発達支援、重症心身障害児対応の放課後等デイサービスなど）を利用できるようになります。

2 認定基準

重症心身障害児として認定されるには、以下の2つの基準を満たしている必要があります。

（1） 重度の肢体不自由の基準

- ・身体障害者手帳1級又は2級に該当していること

（2） 重度の知的障害の基準

- ・療育手帳Aに該当していること。

ただし、手帳の交付を受けていない場合であっても、医師の診断書で上記基準と同等の状態にあることが確認できれば、重症心身障害児として認定します。

3 手続きについて

（1） 相談

まずは障がい福祉課にご相談ください。現在お持ちの身体障害者手帳や療育手帳（または医師の診断書）等の資料を確認させていただきます。

（2） 申請

障害児通所給付費支給申請書等をご提出いただきます。

（3） 審査・認定

提出された資料に基づき、上記基準を満たしているかを審査し、重症心身障害児であると認定します。

（4） 通所受給者証の交付

認定されると、通所受給者証が交付されます。この受給者証に重症心身障害児としての区分が記載されます。